規　則

○原子力規制委員会規則第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）その他の関係法令の規定に基づき、及びこれらの法令を実施するため、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月八日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「つど」を「都度」に改める。

第五条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第六条第一項の表第二号ト中「廃滓堆積場」を「廃滓堆積場」に、「堆積し」を「堆積し」に、「堆積又は」を「堆積又は」に改め、同表第七号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第八号中「以下同じ。」を削る。

第六条の二第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第七条第二項中「第十二条の六第二項」を「法第十二条の六第二項」に改める。

第七条の五の三第三項、第七条の五の四第三項及び第七条の五の七第三項中「一通、写し一通」を「及び写し各一通」に改める。

第七条の七中「以下」を削る。

第八条第一号中「起り」を「起こり」に改め、同条第二号中「、なわ張り、又は」を「、又は」に、「かつ、」を「及び」に、「つける」を「付ける」に改め、同条第四号中「すみやかに」を「速やかに」に、「ひろがり」を「広がり」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十七条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

別記様式第一中「平成」を削る。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号ロ⑵中「平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号」の下に「。次項第十号において「設置許可基準規則」という。」を加え、同条第二項第十号中「設計基準事故」の下に「（設置許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項第一号中「法第二十三条第二項第五号」を「同項第五号」に改める。

第三条の二の二第一項中「法第二十七条第一項」を「同条第一項」に、「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第三条の三第一項中「規定により、試験研究用等原子炉施設の工事（第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改め、同項第五号中「及び第三条の五」を削る。

第三条の四中「法第二十八条第一項の」を削り、同条第一号中「放射線しやへい材」を「放射線遮蔽材」に改める。

第三条の四の二中「第三条の四各号」を「前条各号」に改める。

第三条の六中「法第二十八条第一項の」を削る。

第三条の九中「溶接検査」を「検査」に改める。

第三条の十二の二第二項中「第三条の十二第一項」を「前条第一項」に改める。

第三条の十三中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第三条の十五第一項中「規定により試験研究用等原子炉施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第三条の十五の二中「第三条の十五第一項」を「前条第一項」に、「法第二十九条に規定する検査」を「施設定期検査」に改める。

第三条の十六中「法第二十九条第一項の」を削る。

第四条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条の二の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「百キロワット」を「百キログワット」に、「こえる」を「超える」に、「法第二十三条第一項の許可を受けた後五年」を「同項の許可を受けた後五年」に改める。

第六条第一項の表第一号イ中「法第二十八条第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第二十九条第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第十二号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同条第七項中「第七号イからニまで」を「第七号」に改め、同条第八項中「第十号イからハまで」を「第十号」に改める。

第七条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第三号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第八条第三項第三号中「あっては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十条第一項第一号中「緊急しや断を起すべき」を「緊急遮断を起こすべき」に、「緊急しや断の」を「緊急遮断の」に、「緊急しや断検査を法第二十九条第一項の検査」を「緊急遮断検査を施設定期検査」に改め、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第十一条第四号中「緊急しや断が起つた」を「緊急遮断が起こつた」に、「しや断の起つた」を「遮断の起こつた」に改める。

第十二条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第十四条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十四条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改め、同条第二項第十七号イ中「詰所」の下に「（以下この条において「見張人の詰所」という。）」を加え、同号ニ中「他人が」を「容易に」に改め、同項第十九号ヘ中「第十五号」を「第二十二号」に改め、同条第五項中「に係るもの」を削り、「第十一号に掲げる特定核燃料物質」の下に「に係るもの」を加える。

第十四条の四第一項第五号中「きつ水」を「喫水」に改め、同項第十四号中「そう入」を「挿入」に、「取出す」を「取り出す」に改める。

第十六条の八第一項中「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第十六条の十四第九号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十七条第二号中「なわ」を「縄」に改める。